

小山市立生涯学習センターの連携等に関する運営懇話会設置要領

(設置)

第1条 小山市立生涯学習センターに関する課題について検討し、広く外部から意見を聴くために、小山市立生涯学習センターの連携等に関する運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について懇談し、提言するものとする。

- (1) 生涯学習センターの連携等に関する課題及び効果的な運営の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、生涯学習センターの総合的かつ効果的な活用に必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 生涯学習及び社会教育活動の関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市議会議員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条2項各号の要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(会長の職務等)

第6条 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集するものとする。

2 懇話会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇話会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。